

省令改正の概要

- 住民基本台帳法に基づく以下の届出・申請等については、対面による本人確認を行った上で、窓口
に備え付けたタブレット端末等を使用し、いわゆる電子ペンによるサインを付して行うことが可能であ
る旨を明確化する等の改正を行った。

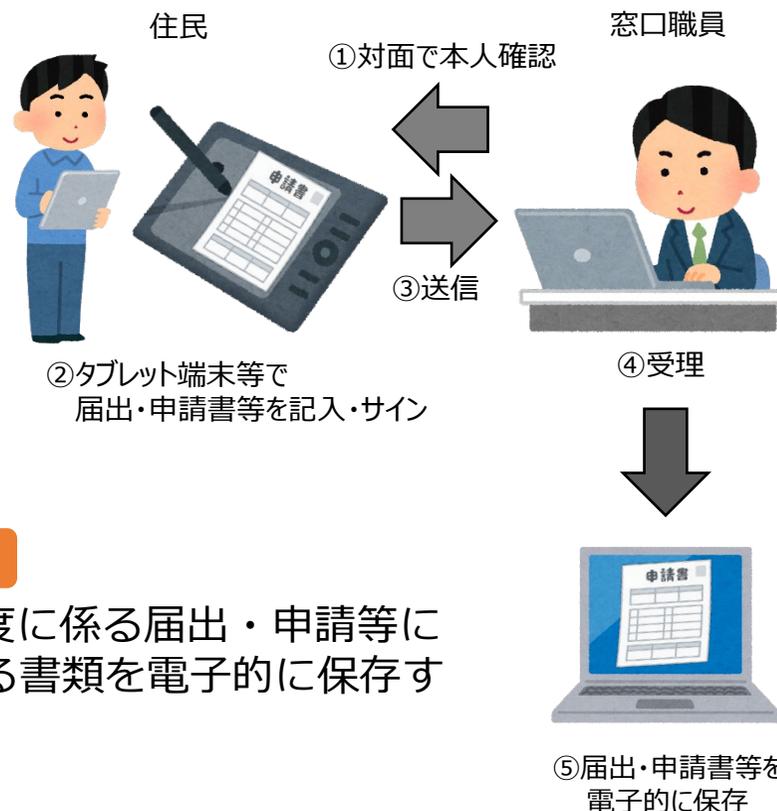
(住民基本台帳法施行規則及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令
(令和7年総務省令第22号。令和7年3月31日施行。))

- ・住民票の写し等の交付の請求
 - ・転入届
 - ・転居届
 - ・転出届（特例転入を行う場合を除く。）
 - ・世帯変更届
 - ・住民票コードの変更請求
- 等

※ なお、タブレット端末等を利用して届出・申請等を行うに当たっては、各市町村長において「届出・申請等を行う者について対面で本人確認を行った上で、その者にタブレット端末等の画面上に電子ペンによるサインをさせる」旨の措置を署名の代替措置として指定する必要がある。

(参考)タブレット端末等を利用した届出等の電子保存について

- 住民基本台帳、個人番号カード及び公的個人認証の各制度に係る届出・申請等には、デジタル行政推進法に基づき、当該届出・申請等に係る書類を電子的に保存することが可能である。



上記の内容については、令和7年3月31日付け通知（総行住第50号）により自治体に周知